

国指定北アルプス鳥獣保護区  
立山特別保護地区  
指定計画書

平成26年11月1日

環 境 省

## 1 特別保護地区の概要

### (1) 特別保護地区の名称

立山特別保護地区

### (2) 特別保護地区の区域

北アルプス鳥獣保護区のうち、富山県黒部市宇奈月町及び中新川郡立山町所在国有林富山森林管理署 40 から 42 まで (42 林班ハ小班を除く。) 、119 から 124 まで及び 137 の各林班、138 林班な、ら及びむの各小班並びに 140 から 142 までの各林班の区域 (ただし、自然公園法 (昭和 32 年法律第 161 号) 第 36 条に基づき指定された室堂集団施設地区 (昭和 59 年 6 月環境庁告示第 33 号) の区域を除く。) 並びに雄山山頂神社敷地の区域 (以上の国有林内に介在する国土交通省所管の国有地を含む。)

### (3) 特別保護地区の存続期間

平成 26 年 11 月 1 日から平成 36 年 10 月 31 日まで (10 年間)

### (4) 特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

### (5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、当該鳥獣保護区北部の富山県に位置し、立山を中心とする標高約 600 メートルから約 3,000 メートルの区域であり、高山帯、亜高山帯及び夏緑広葉樹林帯に属している。

このような自然環境を反映し、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧 I B 類のライチョウ、イヌワシ等の生息が確認されている。また、特に立山一帯は標高 3000m 級の稜線から 2200m 付近までライチョウの生息にとって重要である風衝地群落、ハイマツ群落及び雪田植物群落が広く発達していることから、大きななわばりが形成されており、日本で最大の連続したライチョウの分布域となっていることから当該鳥獣保護区の中でも特に重要な生息地となっている。

このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成 14 年法律第 88 号) 第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

## 2 特別保護地区の保護に関する指針

### (1) 保護管理方針

- 1) 希少鳥獣生息地の保護区として、ライチョウ、イヌワシ等の保護を図るため適切な管理に努める。特にライチョウについては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4 年法律第 75 号) 第 45 条第 1 項に基づき定められたライチョウに関する保護増殖事業計画 (平成二十四年十月文部科学省・農林水産省・環境省告示第一号) を踏まえ、関係機関と連携して保護に努める。
- 2) 違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。
- 3) 希少鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による生息への影響を防止するため、関係行政機関等と協力して利用者及び地域住民への普及啓発を行う。
- 4) 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努め、必要に応じて保全対策を講じる。
- 5) 当該特別保護地区及びその周辺では、過去には生息が確認されていなかったニホンジカ、イノシシ等の生息が確認され、特にニホンジカが高山帯又は亜高山帯へ侵入して高山植物等に被害をもたらすこと及び当該被害がライチョウ等の生息に影響を与えることが懸念されている。このため、中部山岳国立公園野生鳥獣対策連絡協議会で策定された中部山岳国立公園ニホンジカ対策方針 (平成二十五年三月) に基づき、関係機関が連携して総合的にニホンジカ対策を進める。
- 6) ニホンツキノワグマの生息地であることから、関係機関が連携して人身被害の防止を図る。
- 7) 弥陀ヶ原及び大日平については、ラムサール条約湿地に登録されていることを踏まえ、湿地の保全や賢明な利用に関する普及啓発に努める。

### 3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 12,485ha

#### 内訳

##### ア 形態別内訳

林野	12,485ha
農耕地	—ha
水面	—ha
その他	—ha

##### イ 所有者別内訳

国有地 12,485ha

国有林	12,480ha
国有林以外の国有地	—ha
地方公共団体有地	—ha
私有地等	0ha (0.04ha)
公有水面	—ha

林野庁所管  
12,480ha  
—ha

制限林地  
12,464ha  
普通林他  
16ha

保安林  
12,464ha  
砂防指定地  
4,793ha  
単独3haを含む

##### ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域 (中部山岳国立公園)	12,485ha	特別保護地区 特別地域	7,814ha 4,671ha
--------------------------	----------	----------------	--------------------

#### 文化財保護法による地域

黒部渓谷附猿飛並びに奥 鐘山	13ha
立山山崎園谷	56ha
称名滝	45ha
立山山麓ひかりごけ発生地	13ha

### 4 指定区域における鳥獣の生息状況

#### （1）当該地域の概要

##### ア 特別保護地区の位置

北アルプス鳥獣保護区の北部、富山県に位置し、雄山を最高峰とする立山を中心として、剣岳、鷲岳等を含む。当該区域は、これら山岳の稜線又は稜線部周辺と、黒部峡谷、黒部湖、称名川及び湯川谷に囲まれた標高約600メートルから約3,000メートルの区域であり、全域が中部山岳国立公園に指定されている。

##### イ 地形、地質等

立山は今から約20万年前から活動を始めた火山であり、第1期から第4期までの火山活動期の間に弥陀ヶ原や五色ヶ原等の溶岩台地、立山カルデラ等が形成された。また、当該地域では山崎カールに代表される氷河地形も見られる。

地質は、先中生代の飛騨変成岩を基盤とするが、白亜紀から古第三紀に貫入した花崗岩類も広範囲に認められる。また、立山火山による火山岩及び火山噴出堆積物も各所に認められる。

#### ウ 植物相の概要

標高約2,500メートル以上はハイマツ群落及び高山草原群落からなる高山帯が広がり、約1,600メートルから約2,500メートルにかけてはオオシラビソ、シラビソ、ダケカンバ等が優先する亜高山帯が、河川周辺部等標高が低い地域はブナ等が優先する夏緑広葉樹林帯が広がっている。また、弥陀ヶ原や五色ヶ原等は、高層湿原となっている。

#### エ 動物相の概要

ライチョウのなわばりが多数存在また近年の生息数も安定しており、当該保護区の中でもライチョウの重要な生息地となっている。また、当該地区の中でも立山一帯は特に生息数が多い。その他鳥類では、イヌワシ、クマタカ、イワヒバリ、ホシガラス等が生息している。また、哺乳類ではニホンカモシカ、ニホンツキノワグマ、ホンドオコジョ、ノウサギ等が生息している。

#### (2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

#### (3) 当該地域の農林水産物の被害状況

該当なし

#### 4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

#### 5 施設整備に関する事項

##### (1) 特別保護地区用制札 0本（今後、適切に設置予定）

別表（立山特別保護地区に生息する鳥獣類）

ア. 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
コウノトリ	サギ	ミヅゴイ ゴイサギ チュウサギ	VU
カモ	カモ	オシドリ カルガモ コガモ オナガガモ	NT DD
タカ	タカ	ミサゴ ハチクマ トビ オオタカ ツミ ハイタカ ノスリ クマタカ イヌワシ	NT NT NT · 国内希少 NT NT EN · 国内希少 EN · 国天 · 国内希少
	ハヤブサ	ハヤブサ チョウゲンボウ	VU · 国内希少
キジ	ライチョウ	○ ライチョウ	EN · 国特天 · 国内希少
	キジ	○ ヤマドリ	
チドリ	シギ	タシギ	
ハト	ハト	キジバト アオバト	
カッコウ	カッコウ	○ ジュウイチ ○ カッコウ ○ ツツドリ ホトトギス	
フクロウ	フクロウ	アオバズク フクロウ	
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	NT
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ ○ アマツバメ	
ブッポウソウ	ブッポウソウ	ブッポウソウ	EN
キツツキ	キツツキ	アオゲラ ○ コゲラ	
スズメ	ヒバリ	ヒバリ	
	ツバメ	○ イワツバメ	
	セキレイ	○ キセキレイ ハクセキレイ セグロセキレイ ○ ピンズイ	
	サンショウクイ	サンショウクイ	VU
ヒヨドリ	ヒヨドリ		
モズ	チゴモズ		CR
	○ モズ		
レンジャク		キレンジャク ヒレンジャク	
カワガラス		カワガラス	
ミソサザイ		○ ミソサザイ	
イワヒバリ		○ イワヒバリ ○ カヤクグリ	

目	科	種または亜種	種の指定等
	ツグミ	○ コマドリ ○ コルリ ○ ルリビタキ ノビタキ ○ トラングミ ○ アカハラ シロハラ ツグミ	
	ウゲイス	ヤブサメ ○ ウゲイス オオヨシキリ ○ メボソムシクイ エゾムシクイ センダイムシクイ ○ キクイタダキ	
	ヒタキ	キビタキ オオルリ ○ サメビタキ コサメビタキ	
	シジュウカラ	○ コガラ ○ ヒガラ ヤマガラ シジュウカラ	
	ゴジュウカラ	ゴジュウカラ	
	メジロ	メジロ	
	ホオジロ	○ ホオジロ カシラダカ ミヤマホオジロ ノジコ アオジ ○ クロジ	NT
	アトリ	アトリ カワラヒワ マヒワ ○ ウソ イカル シメ	
	アトリ	ニュウナイスズメ スズメ	
	ハタオリドリ	コムクドリ ムクドリ	
	ムクドリ		
	カラス	○ カケス ○ ホシガラス ハシボソガラス ハシブトガラス	
合計 (種)	35科	96種	

イ. 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
モグラ	トガリネズミ	アズミトガリネズミ カワネズミ ホンシュウジネズミ	NT
	モグラ	ヒメヒミズ ホンシュウヒミズ	
コウモリ	キクガシラコウモリ ヒナコウモリ	ニホンキクガシラコウモリ シナノホオヒゲコウモリ ホンドノレンコウモリ クビワコウモリ ニホンウサギコウモリ ニホンコテングコウモリ	VU VU
サル	オナガザル	○ ホンドザル	
ネコ	イヌ	ホンドタヌキ ○ ホンドキツネ	
	イタチ	○ ホンドテン ホンドイタチ ○ ホンドオコジョ ニホンアナグマ	
	クマ	ニホンツキノワグマ	
ウシ	ジャコウネコ イノシシ シカ	ハクビシン ニホンイノシシ ニホンジカ	
	ウシ	○ ニホンカモシカ	国特天
ネズミ	リス	ニホンリス ホンドモモンガ	
	ネズミ	ヤチネズミ スミスネズミ ハタネズミ ホンドアカネズミ ホンドヒメネズミ	
	ヤマネ	ヤマネ	国天
ウサギ	ウサギ	ノウサギ	
合計 (種)	16科	32種	

注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(平成14年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠る。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
  - ・国天:国指定天然記念物
  - ・環境省レッドリスト(平成24年度改訂)
    - CR:絶滅危惧 I A類、 EN:絶滅危惧 I B類、 VU :絶滅危惧 II 類、
    - ・国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
- 印は、当該地域で一般的に見られる鳥獣、アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により、特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。
- 掲載種は、各種調査により確認された種のうち、異常気象等により迷行してきたと考えられる種を除いたものである。